

9 各種資金の貸付

(1) 生活福祉資金の貸付

他からの貸付が困難な収入の少ない世帯や、身体・知的・精神障害者世帯、高齢者世帯を対象に次のとおり各種資金の貸付を行っています。なお、資金ごとに条件、貸付額、返済回数などが定められていますので、詳しくは社会福祉協議会（84-7711）へお問い合わせください。

◎ 相談内容や計画が適当でない場合は、貸付できないことがあります。また、貸付に際して民生委員の調査・確認があります。

(2) 視覚障害者技能習得援助資金の貸付

中途失明等により、あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を、学ぶ視覚障害者が盲学校高等部等で技能を習得する場合に無利子で貸付を受けることができます。

◆貸付限度額 月額46,000円（無利息）

◆貸付期間 在学期間（3年が限度）

◆返済期間 10年
ただし、法律に基づくあんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師免許証のいずれかの交付を受けた方は、以後の返済を免除。

◆窓口 公益財団法人神奈川県労働福祉協会
（電話045-633-5410 ファクス045-633-5412）
◎盲学校等を経由して、お申し込みください。

(3) 交通遺児等育成資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられた、又は重い後遺障害を残すこととなった生活困窮家庭の中学校卒業までの児童を対象に、育成資金の無利子貸付を行っています。

◆対象者 保護者が亡くなられた、又は重い後遺障害を残すこととなった生活困窮家庭

◆窓口 独立行政法人自動車事故対策機構（通称：NASVA）神奈川支所
（045-471-7401）